

人事・労務情報

2011年 2月号

田中事務所 特定社会保険労務士 田中理文
東京都立川市錦町 2-6-7-2F
Tel 042-548-0288
E-Mail: m-tanaka@tanakajimusho.com
<http://www.tanakajimusho.biz/>

東京都からもらえる助成金もあります。

数多くある助成金では、厚生労働省のものが良く知られていますが、その他にも、経済産業省や都道府県や市区町村が支給する助成金も多くあります。今回は、東京都からもらえる助成金のいくつかを紹介します。



1. 助成金を活用するときに、知っておきたい基本

- ① 「費用対効果」を考える。助成金の申請には、書類作成から提出まで時間がかかるので、まとまった額（目安として30万円以上）を確実にもらえる助成金を選ぶことが重要です。
- ② 雇入れ関連の助成金はハローワークからの紹介が原則。人を採用して助成金をもらいたい場合は、まずはハローワークに求人票を出してください。採用後にはもらえません。
- ③ 解雇や退職勧奨があると、6ヶ月程度、助成金がもらえなくなる。但し、「中小企業緊急雇用安定助成金」はこれらがあっても受給できます。

2. 「ワークライフバランス」の責任者を設置すれば、40万円もらえる。

『東京都中小企業両立支援推進助成金』です。従業員の育児休業取得が条件となる助成金はいくつもありますが、この助成金は、①「両立支援責任者」を選任する。②責任者が研修に参加する。などの簡単な要件で40万円がもらえる助成金です。そのため、毎年申し込みが非常に多い助成金でもあります。昨年は5/10から申請の電話予約を受けていました。（代理の電話不可）受給したい時は、1日でも早く電話することが必要です。

詳細⇒ <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/equal/ryoritu/josei/index.html>

3. 30歳代の正社員を採用すれば、60万円もらえる。

『東京都就職チャレンジ支援事業正社員採用助成金』です。

東京都が実施する「就職チャレンジ支援事業」の職業訓練を修了した人を正社員として採用後、6ヶ月以上雇用するともらえます。この職業訓練は今年の2月～3月末にかけて終了となるので、今がこの助成金をもらう最後の機会です。ちなみに以下の職業訓練があります。

○介護 ○DTP ○グラフィック印刷 ○CAD ○ビル管理 ○福祉調理 ○電気設備管理
○医療事務 ○通信工事 ○庭園施行管理 ○グリーンエクステリア 等々

詳細⇒ http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/koyo/challenge/enterprise_h220401.pdf

以上